

平成 29 年度事業報告

博多水先区水先人会



本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等一部を改正する法律(平成 18 年法律第 38 号)」により改正された水先法に基づき、平成 19 年 4 月 1 日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第 4 条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

平成 29 年度は、利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受業務の円滑な実施を図り、本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備並びに後継者確保と育成を重点事業として推進してきた。

2. 各事業

(1) 適正化事業

- ・平成 29 年 5、6、9 月及び平成 30 年 1、3 月に開催した定例会議、平成 29 年 11、12 月及び平成 30 年 3 月に開催した臨時会議を通じて業務上発生した事例（大型クルーズ船と定期フェリーとの行き会い、コンテナ船出港直後の機関故障、ばら積貨物船の航路標識との接近等）を基に討議し水先業務の適正な運営に関する指導及び監督を実施した
- ・平成 29 年 7 月の乗下船安全キャンペーン及び同 10 月の IMPA 主催の乗下船安全キャンペーン、8 月に実施した安全研修会（水先艇による落水者救助訓練、及び AED による救命訓練）、9 月に実施したタグボート船長との意見交換を通じ会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進を実施

- ・品質向上に関する各委員会における検討の実施
- ・平成 29 年 7, 12 月に開催されたエーゼント会特別例会（業務運営協議会）に出席して利用者その他関係者等の意見等の聴取、把握して水先業務に活用した
- ・平成 28 年 10 月以降水先業務の検証制度を実施して入会二年未満の水先人に対する指導を強化することにより品質向上を目指すこととし、前回は平成 30 年 2 月 13 日、平成 27 年 2 月入会の水先人に対して、検証が実施された。
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業へ協力した

(2) 水先人の養成関連事業

- ・平成 30 年 1 月の九州地区水先人会連合会総会を通じて最近の水先人養成事情に関する情報収集による今後の水先人養成について検討
- ・水先養成の見直しによる新水先養成制度への対応を検討
- ・会員に対する、船舶航行及び会員自身の安全確保並びに水先人としての業務運営に関する教育・訓練の実施
- ・一級水先人候補を一名募集し、平成 30 年 4 月海技大学校水先教育センター入学修業中（平成 31 年 3 月入会予定）

(3) 取次窓口業務の事業

- ・会員の行う水先業務の引受けに関する事務的的確な実施
- ・適正な事務を行うための引受基準要領の改正
- ・会員のための料金収受事務的的確な実施

(4) その他の事業

- ・大型客船入港隻数増加に伴う運航調整小委員会に出席し委員長（当会会長）として適正な助言
- ・台風等対策委員会に出席し委員長（当会会長）として安全対策についての指導
- ・「博多港大型客船（22 万 GT 級）入出港に伴う航行安全対策調査専門委員会」に参加し水先人としての助言及び操船シミュレータ検証実験に参加しアンケート調査票の提出
- ・「博多港船舶入出港及び岸壁利用基準」改正の為にタスクチームの一員として助言及び改正案の提案（平成 30 年度も継続）
- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開
- ・博多港ポータルラジオの船舶交通安全研修に対するアドバイスの実施
- ・福岡海上保安部、福岡市港湾局とのコミュニケーションをより強化することにより博多港の安全に寄与